

継続事業（建設工事以外）認定基準

- 1 快適職場指針に示す第2のいずれかを含む項目について、職場の快適化の対象とする場所ごとに現状の把握、快適化のための措置及びおよその実施時期が示されていること。
- 2 快適職場推進計画に関し、現状把握が適切であり、快適化のための措置が労働安全衛生関係法令の規定を下回っていないこと。また、その内容が具体的であり、かつ、快適職場指針に沿ったものであること。
- 3 快適職場推進計画の策定に当たり、当該計画が安全衛生委員会等で審議されていること。なお、安全衛生委員会等が設置されていない場合にあっては、労働者の代表の意見が聴取されていること。
- 4 快適な職場環境の形成の取組を担当する部課が明らかで、その担当者が選任されていること。
- 5 労働者数、業種等に応じた安全衛生管理体制が整備されていること。
- 6 過去1年間、死亡災害、重大災害又は重度の障害が残る労働災害が発生しておらず、休業4日以上災害が発生している場合は、その再発防止対策が的確に行われていること。ただし、公共交通機関利用中に発生した災害等明らかに当該事業場における安全衛生管理との関係の希薄なものを除く。